つき同項第四号」を「振替地方債につき同条第七項第四号」に、「こと又は法第五条の三第四項第七号」を「こと、法第五条の三第四項第七号」に、「ことを」を「こと又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち振替地方債若しくは同号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号の承認を受けていることを」に改め、同項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　振替国債につき法第五条の二第七項第四号の承認を受けようとする者が特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき法第四十一条の十三の三第七項第四号の承認を受けている場合における第七項の規定の適用については、同項中「その者が同項第七号に規定する外国口座管理機関である旨を同項第一号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）が証する書類その他財務省令で定める書類」とあるのは「法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき同項第四号の承認を受けていることを証する書類」と、「振替国債又は振替地方債に係る特定振替機関」とあるのは「振替国債に係る法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関」とする。この場合において、同項の申請書の提出があつたときは、その提出の時において法第五条の二第七項第四号の承認があつたものとみなす。

第三条第十八項中「受けている場合」を「受け、又は特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき法第四十一条の十三の三第七項第四号の承認を受けている場合」に、「第十三項」を「第七項」に、「特定振替機関が」を「同項第一号」に、「同項第四号」を「同条第七項第四号の承認を受けていること又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債に該当するものにつき同項第四号」に、「おいて同号」を「おいて法第五条の二第七項第四号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十九項中「受けている場合」を「受け、又は特定振替割引債のうち振替地方債若しくは法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号の承認を受けている場合」に、「第十三項」を「第七項」に、「特定振替機関」を「同項第一号に規定する特定振替機関（以下この項において「特定振替機関」という。）に、「受けていること」を「受けていること又は法第四十一条の十三の三第七項第七号に規定する特定振替割引債のうち振替地方債若しくは同号に規定する振替社債等に該当するものにつき同項第四号の承認を受けていること」に、「又は振替地方債」を「又は振替地方債に係る特定振替機関」に、「振替地方債」を「振替地方債に係る法第五条の二第七項第一号に規定する特定振替機関」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十項から第二十三項までを削り、同条第二十四項中「特定振替国債等」を「特定振替割引債」に、「利付振替国債」を「振替国債」に、「第五条の二第十二項」を「第五条の二第十二項」に、「同項に規定する申告書（以下この条」を「同項第一号及び第三号に定める申告書（以下この項及び第十七項」に、「第五条の三第五項」を「第五条の三第九項」に、「第五条の二第十三項（同条第十五項」を「第五条の二第十一項（同条第十三項」に、「第五条の二第十三項の確認書類」を「第五条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類」に、「第四十一条の十二第十二項の規定による同項の確認書類」を「第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十一項（同条第十三項において準用する法第五条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類」に改め、「（第二十六条の十八第五項の規定による同項の確認書類の提示を含む。）」を削り、「第五条の二第十三項の規定」を「第五条の二第十一項の規定」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

16　法第五条の二第十二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び我が国が加盟している国際機関については、適用しない。

第三条第二十五項中「第三項」を「第二項」に、「、次項及び第二十八項」を「及び第二十項」に、「とき、特定振替機関等」を「とき若しくは特定振替機関等」に、「若しくは特定振替機関等若しくは適格外国仲介業者から法第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座若しくは同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けたとき又は同条第四項」を「又は法第五条の二第四項」に改め、「（次項において「業務執行者等」という。）」を削り、「同条第十四項に規定する」を「同条第十二項第二号及び第四号に定める」に、「次項及び第三十五項において「異動届出書」という。）のうち」を「同項第二号に定める届出書にあつては」に、「組合若しくは」を「組合又は」に、「及び同項第一号」を「に限る。）及び同条第四項」に改め、「（次項及び第三十五項において「組合契約書等の写し」という。）」を削り、「同条第十六項」を「同条第十四項」に、「振替帳簿に」を「同項に規定する帳簿に」に、「振替帳簿を」を「帳簿を」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項から第三十五項までを削り、同条第三十六項中「第五条の二第十八項」を「第五条の二第十五項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第三十七項中「適格口座管理機関」を「法第五条の二第七項第二号に規定する特定口座管理機関（次項及び第二十二項において「特定口座管理機関」という。）又は同条第七項第三号に規定する特定間接口座管理機関（次項及び第二十二項において「特定間接口座管理機関」という。）」に、「第二十九項」を「同条第十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第三十八項から第四十二項までを削り、同条第四十三項中「法第五条の二第十一項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が」を「非課税適用申告書を提出した者が当該適格外国仲介業者から」に、「振替国債につき」を「振替国債又は振替地方債につきその利子の」に改め、「利子について同項の規定により同項に規定する書類を提出している場合又は同条第十二項に規定する非課税区分口座の設定を受けている非居住者若しくは外国法人が振替記載等を受けている振替地方債につき支払を受ける利子について同項の規定により同項に規定する書類を提出している」を削り、「同条第二十一項」を「法第五条の二第十六項」に、「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第四十四項中「第五条の二第二十一項」を「第五条の二第十六項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第四十五項中「適格口座管理機関」を「特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関」に、「第四十三項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第四十六項から第五十項までを削り、同条第五十一項中「信託（法第五条の二第二十五項」を「法第五条の二第十七項」に改め、「をいう。次項において同じ。）」を削り、「同条第二十五項」を「同項」に、「第三項から第五項まで、第七項、第九項、第二十項から第二十二項まで、第二十四項及び第二十五項」を「第二項、第三項、第十五項及び第十七項」に改め、同項の表を次のように改める。

第二項	を同条第一項	を同条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第一項
第五条の二第十一項	第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十一項
第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十四項	第五条の三第九項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項
第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十四項	第四十一条の十三の三第十二項において準用する法第五条の二第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十四項
第二項第一号	第五条の二第一項に規定する特定振替機関等	第五条の二第十七項に規定する信託の受託者
	「特定振替機関等」	「特定受託者」